

質問書に係る回答書

令和8年5月27日

質問者 様

東 広 島 市 長
(産業部産業振興課)
(公 印 省 略)

業務の名称 令和8年度プロフェッショナル人材活用支援業務

上記の業務に係る質問について、次のとおり回答します。

番号	質 問	回 答
1	<p>質問① 仕様書1ページ、4 業務内容「(3) プロ人材のデータベース活用等」における「プラットフォーム数3つ以上」「トータル30万人超」の要件について。 質問内容： 本事業の目的は「高度な専門知識と経験を有する人材」の活用であり、単なる登録者数（分母）の多さやプラットフォームの数が、マッチングの成否を決定づけるものではないと考えます。特定の数値基準を設けることは、量よりも質（専門性やマッチング精度）を重視する優れた手法を持つ事業者の参入を事実上制限することになり、「公平かつ広範な競争」というプロポーザルの原則から逸脱する懸念があります。 当該要件は、特定のビジネスモデルを有する事業者を想定したものに見受けられますが、プラットフォーム数や登録者数に依存せず、より精度の高いマッチングや人材確保を可能とする独自のネットワーク、あるいはヘッドハンティング等の手法を用いる提案についても、公平に審査・評価の対象となりますでしょうか。</p>	<p>「プラットフォーム数」および「登録者数」は人材確保力やマッチング精度にかかる指標の一例として示したものであり、手法を限定するものではありません。 そのため、独自のネットワークやヘッドハンティング等により、同等以上の人材確保力およびマッチング精度が得られることを合理的に説明される場合には、要件の趣旨を満たすものとして公平に審査・評価の対象とします。</p>
	参考図書等の有無	有 ・ 無